

ことの可否についても、他の加盟国の実状などを打診したうえで検討したいので調査してほしい旨を要請、この件に関してはさっそく日本委員会がIWRB本部に問い合わせたうえ環境庁に報告することになった。

こうして、日本白鳥の会結成の当初にめざしていたものが、徐々に実現への見とおしが高まってきた。

なお、来日したマシューズ局長の講演要旨と、IWRB日本委員会の規約は別稿のとおり。



[ IWRB日本委員会第一回理事会 ]

## IWRB日本委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は国際水禽調査局(International Waterfowl Research Bureau)日本委員会と称し略称はIWRB日本委員会、英名はIWRB Japan Committeeとする。

(事務局)

第 2 条 本会は事務局を東京都渋谷区の財団法人日本野鳥の会内に置く。

(目的)

第 3 条 本会はIWRB本部の目的に従い水禽類、およびその生息地の調査、保護の推進を計ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会はその目的達成のために次の事業を行う。

- (1) IWRB本部との連絡および協力
- (2) 国内関連団体との連絡調整
- (3) 研究会等の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(構成員)

第 5 条 本会の趣旨に賛同する団体のうち理事会が適当と認めるものをもって構成する。

(理事団体)

第 6 条 本会の構成団体は会費の分担をするとともに、理事会へ理事1名を出すことができるものとする。

( 役員 の 構 成 )

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1 名
- 副会長 2 名
- 理 事 若干名
- 監 事 1 名

第 8 条 理事は理事団体から1名ずつ推薦されたものがこれにあたる。

第 9 条 会長は理事会において選任する。

2.副会長および監事は会長が委嘱する。

( 役員 の 任 務 )

第 10 条 会長は会務を総理する。

2.副会長は会長を補佐する。

会長に事故あるときはあらかじめ決められた順位により会長の職務を代行する。

3.理事は重要な会務を審議決定する。

4.監事は会の財務状況を監査し、その結果を理事会に報告し承認を得るものとする。

( 役員 の 任 期 )

第 11 条 本会の役員任期は2カ年とする。ただし再任はさまたげない。

補欠により就任した役員の場合は前任者の残任期間とする。

( 理 事 会 )

第 12 条 本会の会議は理事会とし、会長は必要あるときに理事会を招集するものとする。

( 理 事 会 の 構 成 )

第 13 条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

2.理事会の議長は会長があたる。

( 理 事 会 の 任 務 )

第 14 条 理事会は次の事項について議決する。

- (1)事業の実行に関すること。
- (2)規約の改正に関すること。
- (3)会費に関すること。
- (4)収支決算の承認に関すること。
- (5)その他重要な事項。

( 理 事 会 の 議 決 )

第 15 条 理事会はその過半数の出席によって成立する。

2.議決にあたっては、出席者の過半数の同意により議決する。

3.可否、同数の場合は議長がこれを決する。

( 会 長 )

第 16 条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第 17 条 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

付 則

第 1 条 この規約は昭和52年11月26日より施行する。

## I W R B 日本委員会運営細則

第 1 条 I W R B 日本委員会の運営を行うための経費（本部へ送る負担金など）は各理事団体が分割して負担するものとする。

第 2 条 理事団体は原則として1口5万円の会費を年1口以上負担する。

第 3 条 この細則の変更は理事会の決議を必要とする。

## I W R B 日本委員会役員及理事

会 長	山 階 芳 麿
副会長	中 西 悟 堂
”	松 井 繁

理事団体

世界野生生物基金日本委員会	〒101	千代田区外神田4-8-2ヤマキビル
全日本狩猟倶楽部	〒162	新宿区北山伏町46
大日本猟友会	〒102	千代田区九段北3の2の11
日本自然保護協会	〒105	港区芝西久保明舟町15 虎の門電気ビル
日本鳥学会	〒160	新宿区百人町3-23-1 国立科学博物館分館内
日本鳥類保護連盟	〒150	渋谷区南平台町8-20 山階鳥類研究所内
日本白鳥の会	〒951	新潟市川端町2丁目9番地新潟県林業会館内
日本野鳥の会	〒150	渋谷区渋谷3-27-10 第一久我屋ビル5階
山階鳥類研究所	〒150	渋谷区南平台町8-20

（五十音順）

オブザーバー

環境庁鳥獣保護課  
文化庁記念物課

(理事)

池田 真次郎	財世界野生生物基金日本委員会 常任理事
川瀬 光 男	社全日本狩猟倶楽部 理事長
佐藤 民三郎	社大日本猟友会 会長
石 弘 之	財日本自然保護協会理事
宗 近 功	日本鳥学会評議員
柳 沢 紀 夫	財日本鳥類保護連盟指導部長
本 田 清	日本白鳥の会事務局長
高 野 伸 二	財日本野鳥の会理事
吉 井 正	財山階鳥類研究所標識研究室長

事務局所在地

〒150 渋谷区渋谷3-27-10 第1久我屋ビル5階

電 話 東京03(406)7141

財団法人 日本野鳥の会内

IWRB 日本委員会

市 田 則 孝

## IWRB 事務局長 マシューズ博士の講演要旨



講演するマシューズ  
局長

IWRBの機能と目的について説明します。現在22カ国が加盟しています。最近の加盟国はアメリカ・カナダ・オーストラリヤで、日本は一ばん新しい加盟国です。

IWRBは、はじめヨーロッパだけの組織でしたが、いまでは国際的な組織に成長しました。

私は、日本にくる前には、日本がこれだけ多くの調査活動をしているとは考えていませんでした。ヨーロッパでは、一般的にいても日本の現状についての認識が浅いわけで、このことはIWRBのひとつの大きな役割として、これからも世界中に知らせていきたいと思えます。

IWRBの総会は、加盟国ごとの情報を交換しあう場でもあります。ことしはスイスで行ないましたが、日本から阿部学先生(日本白鳥の会理事)を迎えて非常にうれしく思いました。